

令和6年度社会福祉法人えぼっく事業計画

I 基本方針

令和4～5年度は、法人の事業の再編と、さらなるステップにむけての内部体制づくりの時期として位置づけてきましたが、令和6年度は、一つひとつの取り組みについて質的な向上を目指す1年とします。

支援部門においては、障がい福祉サービスに特化し、その専門性を磨くことに重点をおきます。そのために、支援レベルの質や技術の向上、虐待防止や障がい者の意思決定を尊重する職員の意識醸成をすすめます。また、コロナ禍、事業を縮小していた短期入所、地域生活支援事業、訪問系サービス等の利用者数の回復がコロナ禍前に戻っておらず、6年度はコロナ禍前への利用状況を回復させることはもちろん、地域の新規のニーズを開拓して利用率アップを図ります。

さらに既存建物が最大限有効に活用されていない事業所や、稼働率の低い事業所もあり、建物の最大限の有効活用と稼働率の向上を図り、いっそうの地域の福祉ニーズにこたえることを目指します。

相談部門においては、地域の多様な相談ニーズにこたえるために、障がい、生活困窮者の各相談について加配を積極的に進めると同時に個々の相談員の質の向上を図ります。さらに、地域生活支援センターや法人内利用相談受付窓口への社会福祉士の配置を積極的にすすめます。また、障がい、生活困窮以外の新たな地域の相談ニーズにもこたえ、積極的に社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得者の活躍の場を設けます。

フードドライブ事業、多文化共生事業、青色防犯パトロール事業といった制度にのらない地域のニーズにも積極的に地域とつながりをもつことにより、いっそうこたえていきます。

法人規模の拡大により、事務局の役割もますます重要になっています。法人全体をマネジメントし、支援や相談の現場を下支えしていく事務局、さらに海外からの従業員の確保といった時代の流れの中で果たさなければならない新たな役割も生じています。これらに柔軟かつきめ細かく対応することが必要で、支援や相談の現場の一步先を見通す事や、数字やデータで現場をバックアップする事務局体制を目指します。

令和5年度に地域生活支援センター内に設置した地域のニーズに応える利用相談受付窓口については、その重要性を鑑み、一層の拡充を図り、地域とのつながりを深めます。新規の利用相談、利用者ご本人の権利擁護、ご家族とのきめ細かい意思疎通等、当面は地域生活支援センターの国家資格所持者を中心とした兼務体制をとりながら、専任の社会福祉士の配置を目指します。

だれもが働きやすい環境づくりにも引き続き取り組みます。6年度新たに設けた子育て中の職員向けの法人独自の有給の看護休暇を積極的に活用してもらうとともに、子育て、介護、妊娠中の職員、日本語を母国語としない職員、障がいのある職員等、さまざまな状況にある一人ひとりに対して、細やかな配慮ができる職場を目指します。

障がい者グループホームへの新規利用相談は、引き続き多く、7年度以降に向けて、新たなニーズにこたえる設備投資の計画についても検討をはじめます。

6年度、コロナ禍が終焉し、もう一度原点に立ち返り、利用者に「愛情」をもって接すること、ちょっとした「気配り」や「気にかける」ことができること、そして、私たちがサービスを提供しているのは、ものに対してではなく「人」に対してであること、こういった基本にもう一度立ち返って、事業をすすめてきました。この姿勢は7年度においてもさらに浸透するよう全体の目標として掲げていきます。

II 事業重点項目（法人）

1 役員会等の開催

- ① 理事会～3か月に一回開催し、業務の執行状況も含め、各種事業の進捗を理事に開示していく。
- ② 評議員会～定時評議員会の開催の他、事業計画遂行の中で、決議事項を遅滞なく上程し決議できるよう引き続き開催運営を行う。
- ③ 監事監査～四半期に一度（9月・12月・3月・5月を目途）に監事監査を実施する。

2 第三者委員活動の実施

第三者委員会を5月と12月に開催し、事故・ヒヤリハットの検証やサービス提供状況について客観的に評価をいただき、サービスの質の向上につなげていく。

各委員は各事業所への訪問（6月・11月ごろを予定）を通じてグループホームの住環境や通所活動の理解を深めてもらい、また利用者様との面談を実施し、職員へ伝えられない不満や要望が無いか、現状のサービスの満足度について聞き取る。

第三者委員 今井明日香（弁護士）
佐々木明美（北海道ハイテクノロジー専門学校教育顧問）
松岡是伸（北星学園大学社会福祉学部准教授）

3 危機管理への対応

自然災害や感染症で想定される様々なリスクに対し即座に対応できるように、事業継続計画をもとに訓練や研修を年に1回（9月）を行う。また、研修や訓練を通じBCPの策定後の検証、見直しを定期的に行う。

また、個人情報保護を目的に、情報システムの使用に伴う個人情報の漏えい等を防止するため、情報資産管理のシステムを導入して適切に管理し、個人情報保護に努める。

4 各種内部会議の開催

利用者の個別支援計画や意思決定支援の進捗状況、ヒヤリハット事故分析、研修や行事などについて事業所間での連携、情報共有を目的に開催する。開催は4月より年6回偶数月とし、開催にあたっては主任が持ち回りで開催し、会議内容や議事録を担当する。また必要に応じて管理者の参加を要請する。

4月ともっと主任、6月ホホエム主任、8月ともっと主任、

10月ますとびいー主任、12月ハニカム主任、2月ともっと主任

また、事業運営に関して、理事会議を月に2回程度開催し、事業予算・計画の進捗や今後の事業計画策定の議論を行っていく。

各事業所の事業の進捗状況の確認のため、管理者会議を月に2回開催する。

5 研修計画の策定

<内部研修>

① 虐待防止研修

事業所単位で虐待防止委員が中心となり、虐待防止研修を年1回実施する。

② 意思決定支援に関する研修

職員の知識・技術の向上のため、各事業所で勉強会等を開催する。

③ 身体介護研修（毎月実施）

室蘭地区の利用者の身体状況やニーズに合わせた介護を利用者も職員も安全に行っていくことを目的に、身体介護研修を開催する。

④ 新任相談員向け研修

新任の相談職の職員を対象に相談援助職に求められる姿勢や制度理解を促すために実施する。

⑤ 個人情報取扱いに関する研修

昨年度制定した個人情報保護規程に基づき、また最新の個人情報保護の法制度理解を深め、各事業所での取り扱いに関して議論する。

⑥ 職員全体研修会・懇親会

令和5年度初めて実施した、法人の全職員向けの研修会、懇親会を6年度も同規模で開催。外部講師を招いての講演会を行う。

<外部講師による研修、外部派遣研修>

強度行動障がい支援者養成研修（基礎）	未受講職員
強度行動障がい支援者養成研修（実践）	基礎研修受講者
相談支援従事者研修（現任）	更新対象者
相談支援従事者研修（主任）	主任以上の職員
服薬事故防止研修（7月）	支援職員対象
虐待防止研修（道、市主催）	全職員対象
身体拘束適正化研修	支援職員対象

交通安全講習（9月）	全職員対象
意思決定支援に関する研修	全職員対象
ハラスメント研修	全職員対象

※外部研修においては、上記のほか各事業所で必要とする研修受講を促していく。受講した職員は速やかに研修報告を提出し、職員会議の場で報告や支援の実践を行う。

6 各種委員会の開催

<えパレット委員会>

事業所の中堅職員が中心となり、業務改善・利用者目線にたった支援・働きやすい職場づくり等の課題について、職員全体で取り組みができるよう検討・提案する。

令和6年度は6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）の委員会を開催し、①あいさつ運動②接遇マナーマニュアルの更新③人材育成の研修について取り組む。

<虐待防止委員会>

主任、サービス管理責任者を中心に各事業所より虐待防止委員を選任し、虐待防止委員会を開催する。委員会は5月より各月で開催（年6回）し、強度行動障がいの方や重症心身障がい者等、それぞれの障がい状況に応じた対応の仕方や日常場面での介助や声掛けなどに不適切点は無いかを相互チェックし、適切な支援について検討する。各事業所において管理者と虐待防止委員が中心となり、年1回内部研修を実施する。

<身体拘束適正化委員会>

虐待防止委員と同様に身体拘束適正化委員を選任し、身体拘束適正化委員会を年1回開催する。委員会は9月、2月の虐待防止委員会と同日に開催する。身体拘束についての知識や予防策などについて理解を深め、身体拘束に関する実事例が有る場合は手続きの適正化が図られているか、また拘束解除に向けた内容の精査を進める。その他、身体拘束の類似ケース等が無いか等を検証する。

<広報委員会>

ともっと・ホホエム・ハニカム事業所の広報誌の定期発行を年2回発行する。（7月・12月）また、法人全体の広報誌を9月・3月に発行する。室蘭地区発行の「はっち通信」は毎月発行を継続する。事業所の日々の日常の様子はホームページへの掲載やFacebook等SNSのサービスを活用し、リアルタイムに情報発信する。

ホホエム・ハニカム・ろぐらんの利用者が作成した絵画や作品などの原画を適切に保管し、原画を使用したカレンダーや物品等の制作を計画し実施する。

また、法人として外部行事（バザーなど）開催時の装飾などを各事業所が分担して装飾づくりに取り組む。

<感染症委員会>

感染症BCPの作成に伴い、研修会や訓練の実施計画を推進する。委員会としてガイドラインの見直しや、各感染症の対応マニュアルや衛生マニュアルの見直しを随時行う。

7 令和7年度以降の法人本部敷地の活用と、既存建物の有効活用についての検討

本部横の敷地の有効活用は、令和8年度に向けて、依然としてニーズのある障がいグループホームや地域の公益的なニーズなど、多角的な視点で地域のニーズに応えることができる活動拠点の整備に向けて計画策定していく。

また、既存の建物の有効活用に向けて、引き続き利用相談窓口と各拠点の管理者が連携を図る。具体的には養護学校や相談支援機関との連携を深めながらニーズに応える事業所運営に努めていく。

8 外国人従業員の採用と海外交流の推進

引き続き外国人従業員の採用活動を継続し、人材確保を行っていく。

人材確保の観点だけではなく、ベトナムで暮らしている障がいのある方々との交流を通して、物品の寄付や、人的な交流について、えぼっくだけではなく、賛同いただける他機関を巻き込みながら実践していくことで、えぼっくとかかわりのある地域としてボランティア活動を推進する。

Ⅲ 事業重点項目（各実施事業）

◎利用相談窓口（責任者 センター長：黒川）

窓口対応：ともっと主任、あざれあ相談支援専門員

目標・課題
1. 法人サービス（通所、グループホーム、居宅サービス、ショートステイ）の利用拡大
具体的な内容
1. 相談支援機関、特別支援学校等へ法人内サービスの特徴や魅力について広報し、サービス利用数の拡充をする。グループホームは令和6年中に定員充足を目標に、通所施設サービスは契約数増を目標に各方面への営業活動を強化する。

◎地域生活支援センターの事業（センター長：黒川）

○サービス内容（事業所名：ともっと）

- ・共同生活援助 定員 58 名
 - 共同住居名：ともっと（所在地：北広島市） 入居定員 13 名
（男性 7 名・女性 6 名）
 - 共同生活名：ともっと 2 号館（所在地：北広島市） 入居定員 12 名（男性 12 名）
 - 共同住居名：ソレイユ（所在地：恵庭市） 入居定員 4 名（男性 4 名）
 - 共同住居名：きらっと 1 号館（所在地：北広島市） 入居定員 18 名（男性 18 名）

共同住居名：きらっと2号館（所在地：北広島市）入居定員11名（女性11名）

・短期入所 定員4名（男性2名、女性2名）

○サービス内容（事業所名：てとる）

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業（移動支援）

○サービス内容（事業所名：あざれあ）

- ・特定相談支援
- ・障がい児相談支援

○事業所の所在地（ともっと・あざれあ・てとる）

北広島市共栄25番地9

・重点項目

① ともっと共同生活援助（管理者：黒川、サービス管理責任者：黒川・吉田）

目標・課題
1. 障がいの状況に応じた意思決定支援を推進する 2. 利用相談窓口の広報強化、サービス利用の拡大をする。 3. 虐待防止、身体拘束に関する研修を年1回ずつ実施する。 4. 避難訓練（年に2回）と合わせ、防災物資の整備、補充を毎年9月に実施する。 5. 職員の自己研修を通じ、関連業務への理解を深める（毎月）。
具体的な内容
1. 余暇・住環境・食事・健康・権利擁護・その他について利用者主体の生活を充実させるため、意思決定・自己選択できるように支援を工夫する。令和6年度は各グループホームで月に1回セレクトメニューを実施し、利用者様の食事への満足度を向上させ、また職員の支援技術向上を図る。 2. 相談支援機関、特別支援学校へ法人内サービスの特徴や魅力について広報し、サービス利用数の拡充をする。グループホームは、令和6年中に定員充足を目標に各方面への営業活動を強化する。 3. 虐待防止委員会による研修や外部機関での研修受講、職員会議での研修実施などを通じ、権利侵害に対する意識を高め、また日常支援について振り返りを実施する。 4. 年2回の避難訓練を実施し避難経路やその安全確認、避難誘導の練習、防火設備の使用方法について繰り返し理解を深める。また、職員会議において非常災害時の避難や防犯について意見交換する。 5. 職員会議で月に一人ずつ業務に関連した自己研修の内容を発表し、研修の機会とする。

② てとる（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・通院介助・移動支援）

（管理者：黒川、サービス提供責任者：西）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 余暇の充実、健康管理、通学支援、日常生活のサポートなど利用者様の生活にきめ細かく対応するサービス提供に努める。 2. 安全・安心な送迎業務をする。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者や家族の意向を聞き取り、居宅介護等サービスの利用を一層促進する。 平日・週末問わず、外出支援・買い物などの余暇支援の提供を行う。外出支援を計画的に実施し、特に行動援護はサービス提供者が増加したことから、利用数は前年比20%増を目指す。 2. 思いやりを持った運転を心がけ、公用車を運転していることを自覚し、交通法規の順守、アルコールチェック、車両の運行前後点検・消毒清掃を確実に実施する。

③ あざれあ特定相談支援・障がい児相談支援（相談支援専門員：田中）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者一人ひとりのニーズに寄り添った総合的なサービス利用計画の作成。 2. 事業者・社会資源とのネットワーク作りの継続実施。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所との連携を図り、継続的なモニタリングや計画作成を行う。 2. ケア会議、事業所訪問等の実施。

◎ホホエム（北広島市共栄）の事業（管理者：中谷）

○サービス内容（事業所名ホホエム）

- ・多機能型障がい福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援B型）

主たる事業所 生活介護	定員 30 名	
従たる事業所 就労継続支援B型	定員 10 名	合計：定員 40 名
- ・短期入所 定員 7 名
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）
- ・認定就労訓練事業 定員 5 名

○事業所の所在地

北広島市共栄 21 番地 1

・重点項目

① ホホエム生活介護・就労継続支援B型（管理者・サービス管理責任者：中谷）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境や創作活動の見直し、個別ブースを活用した、作業内容の充実を図る。 2. 就労継続支援B型の工賃アップを目指す。 3. 喫茶業務のマニュアルを基に、喫茶業務の効率化やスキルアップを図る。
具体的な内容

1. 個別支援計画に沿った支援を行い、職員会議にて個別支援計画のモニタリングを行い支援内容の見直しを図り、職員の支援技術向上を図る。
紙すき、レジンや牛乳パックを使っての小物作り、張り子は継続して行う。令和5年度より、中庭の草取りや土おこしを行い農作物の生産に向けた準備を行ってきた。令和6年度は、苗の購入を行い苗植えから収穫まで、計画的に農作物の生産を行う。また、季節商品（ひな祭り・クリスマスなど）の制作を行い、創作活動の内容の充実や幅を広げ、意思決定支援を念頭に置き、意思決定・自己選択ができる体制をとる。創作活動のグループ化を図り、作品の立案から完成まで計画的に取り組める体制をとる。完成した作品は事業所にて管理・保管し商品化させ販売に繋げる。
2. 就労継続支援B型れざみでは、「元気に！一緒に！」をスローガンとし、そこで働く利用者の元気な姿、新規メニューや新しい取り組みを、法人のFacebook（SNS）やホームページ、広報誌へ掲載し情報発信を行う。近隣の企業や町内会へチラシを作成しポスティングを行う。また、地域住民の憩いの場や食事会などに利用していただける体制を整えることで、顧客増加、リピーターの確保やコストの見直しを図る。令和6年度より、北広島市内を中心とした、弁当配達を開始する。調理や配達も利用者と一緒に取り組んでいき、安定的な収益をあげ平均工賃アップを目指す。
意思決定支援に基づき、毎週金曜日の昼食を「給食・れざみ」のどちらかを選択できるよう、月末に本人・家族宛に注文票を配布し、翌月の注文を受ける。
3. れざみでの業務を調理・接客の業務マニュアルを基に業務に取り組むことで、スキルアップやステップアップに繋げる。

② ホホエム短期入所

目標・課題
1. 新規利用者の受け入れを増やし、新型コロナウイルス前までの利用水準に戻す。
具体的な内容
1. 相談事業所や特別支援学校との連絡を密にとり、新規利用者を受け入れる。 日中サービスを利用されている利用者家族からサービス利用の聴き取りを行い短期入所の利用を増やす。

③ ホホエム地域生活支援事業（日中一時支援）

目標・課題
1. 新規利用の受け入れ、現在利用されている方の利用日数を増やす。
具体的な内容
1. 相談事業所や特別支援学校と連絡を密にとり新規利用者を受け入れる。 日中サービスを利用されている利用者家族からサービス利用の聴き取りを行い日中一時の利用を増やす。

◎ハニカム・あっと（南幌町）の事業（管理者：加藤）

○サービス内容（事業所名：ハニカム）

- ・生活介護 定員 25 名
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）
- ・認定就労訓練事業 定員 5 名
- ・福祉有償輸送（登録番号：北札福第 56 号）

○事業所の所在地

空知郡南幌町栄町 4 丁目 3 番 15 号

○サービス内容（事業所名：あっと）

- ・共同生活援助 定員 12 名
- 共同住居名：あっと（所在地：北町 4 丁目 8 番 1 号）入居定員 6 名（男性 6 名）
- 共同住居名：もっと（所在地：緑町 4 丁目 4 番 13 号）入居定員 6 名（男性 6 名）

・重点項目

① ハニカム生活介護（管理者・サービス管理責任者：加藤）

目標・課題
1. 利用者獲得に向けての取り組み（生活介護利用率 120%）。 2. 質の高い支援に向けての取り組み。 3. 虐待防止及び身体拘束に関する取り組み。 4. 感染症予防対策についての取り組み。 5. 防災や事故などの緊急時の対応についての取り組み。
具体的な内容
1. 南幌養護学校や相談支援機関、地域など関係性を築き、情報交換を行う。法人理念やハニカム基本方針、また充実した作業内容や行事の様子などアピールポイントを盛り込んだパンフレットを作成し配布する。 2. 季節の移り変わりを組み入れた作業内容の年間計画を立て充実した作業の提供を行う。紙すきを利用した作品や地域の花農家から素材の提供を頂き、売れる製品作りに力を入れ、作業内容の向上に努める。意思決定支援に基づき、作業内容や目標など、自身で決め達成感を持っていただけるよう支援する。また、意思決定支援についての検討の場として会議を定期的実施する。職員においては、個々の課題を明確にして、改善に向けた取り組みを行う。また、資格取得の推進を行う。 3. 虐待防止及び身体拘束に係る法人内の研修会や外部の研修に参加し意識を高める。また、職員会議にて不適切ケアについて職員間で確認し防止に努める。 4. 事業所内の環境整備を行い、安全に過ごせる場を提供する。利用者へ予防についての理解を深めていただくため日々声掛けを行う。 5. BCP の確立とともに、実情に沿っているか確認し検討していく。また、年 2 回の避難訓練を実施し避難経路の確認や避難誘導の練習、防火設備の使用方法について確認する。

② ハニカム地域生活支援事業＜日中一時支援＞

目標・課題

1. 新規利用者の獲得に向けての取り組み。
具体的な内容
1. 南幌養護学校の児童や地域のニーズを把握し、法人内の障がい福祉サービス利用相談窓口を通し、新規利用者の受け入れを行う。

③ あつと共同生活援助（管理者：加藤、サービス管理責任者：阿部）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 日々の暮らしの支援について、定期的にホームミーティングを行い充実した生活の提供に努める。 2. 地域活動への参加 3. 防災や防犯、事故などの緊急時の対応について理解を深める。 4. 日常の健康管理を行い、健康状態の維持や病気の予防に努める。 5. 感染症予防対策の意識を高める。 6. 虐待防止及び身体拘束に関する取り組みの意識を高める。 7. 職員個々のスキルアップへの取り組みを強化する。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定支援を念頭に置き、入居者主体での活動を充実させ「その人らしく」暮らせるよう心がける。外出支援など休日の過ごし方についての意向をくみ取り、個別に対応する。四季折々の年中行事では、特別メニューでの食事の提供を行い、季節感や食の楽しみを感じていただく。 2. 地域・町内会行事へ積極的に参加し、顔の見える関係性を築く。 3. 年2回の避難訓練を実施し避難経路やその安全確認、避難誘導の練習、防火設備の使用方法について繰り返し理解を深める。また、ホームミーティングにおいて非常災害時の避難や防犯について意見交換し現状に沿っているか確認する。 4. バイタル測定を毎日実施する。また個々の健康状態を把握し、職員間で共有し、異変に気付ける体制作りを行う。 5. 住居の環境整備を行い、安全で住みよい生活の場を提供する。入居者へはホームミーティングを通じて、予防についての理解を深めていただく。 6. 虐待防止及び身体拘束に係る法人内の研修会や外部の研修に参加し意識を高める。また、職員会議にて不適切ケアについて職員間で確認し防止に努める。 7. 資格取得の推進を行う。また、個々の課題を明確にし、研修計画を立て研修に参加に努める。

◎八丁平共生型センターはっち(室蘭市八丁平)の事業（センター長：吉村）

① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業の実施（ろぐらん・らんらん）

○サービス内容（事業所名：ろぐらん）

- ・生活介護
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）

定員 20 名

○サービス内容（事業所名：らんらん）

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業（移動支援）
- ・共同住居があだばーとへの日常生活支援

○事業所の所在地（ろぐらん・らんらん）

室蘭市八丁平 4 丁目 25 番 14 号

・重点項目

① ろぐらん生活介護・日中一時支援（管理者・サービス管理責任者：吉崎）

目標・課題
1. 利用者の身体状況に合わせた支援と、適切な介助方法で職員の負担を軽減する取り組みを継続する。また医療的ケアが必要な利用者へも適切な技法で医療的ケアを実施する。
2. 自閉症や行動障がいのある利用者の利用希望に対応する。
3. 特別支援学校や相談支援機関とのかかわりを増やし、サービスの受け入れを増やす。
具体的な内容
1. 利用者のリアルタイムな身体状況を、講師に引き継ぎ、身体介護研修の継続で、適切な介助技術を習得する。指導看護師の指導のもと医療的ケアを行う。医療行為（胃瘻・喀痰吸引等）を行う職員を増やす為に、3号研修を受講する体制を整える。看護師の二人体制を目指し、より適切な医療的ケアを実施する。
2. 自閉症や行動障がいのある利用者に対応する為に、外部・法人内の講師等を招くなどして職員の理解を深める。
3. 相談支援機関や特別支援学校への定期的な訪問や連絡を通して、利用ニーズなどの把握に努める。

② らんらん居宅介護・重度訪問介護（管理者・サービス提供責任者：吉村）

目標・課題
1. 利用者の在宅生活を継続するため、身体状況やそれぞれの家庭の環境に合わせたサービス提供や介助を行う。
2. 要望されるサービスに対応し、余暇支援の充実に努める。
具体的な内容
1. 介護技術研修を継続開催し、介護技術向上を図る。また、サービス提供回数増を目標にサービス提供を実施する。
2. 利用者の意向に沿ったサービスを提供し、より一層の利用を進める。

◎きたひろしま暮らしサポートセンターぽると（北広島市栄町）の事業

（主任相談支援員：酒井）

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援事業の実施
 - ② 関連する事業（職業安定法に基づく無料職業紹介、法人自主事業）の実施
- 委託事業の内容（事業所名：きたひろしま暮らしサポートセンターぼると）
- ・自立相談支援事業
 - ・就労準備支援事業
 - ・家計改善支援事業
 - ・一時生活支援事業（北広島市内分）
 - ・学習支援事業
 - ・住居確保給付金相談窓口
- 関連する事業の内容
- ・無料職業紹介（事業所名：無料職業紹介所えぼっく）
 - ・食料支援、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談
（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく ぼると分室）
 - ・法人内の認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム・ほこしあ）周知・推進
- 事業所の所在地
- ・北広島市栄町1丁目5番地2 北広島エルフィンビル2F

・重点項目

① 生活困窮者自立相談支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 相談方法にメール・オンラインを活用する。生活にお困りのどんな方でも相談しやすい場を提供する。 2. LINEを活用した相談予約の体制を継続する。
具体的な内容
1. 電話・面談・訪問の他、必要に応じてメール・オンラインを活用した面談方法を提案し、相談者の主訴や生活状況等についてしっかりアセスメントを行う。連絡手段をもたない相談者に対し、かわり方法を工夫する。 2. LINEは主に相談予約に活用し、面談相談につなげる。また、当事者および家族が気楽に参加できる場を設ける。第1・第3土曜日をひきこもり専用の相談時間として設け、周知を継続する。

② 就労準備支援事業（委託事業）

目標・課題
1. 対象者にあったコースを設け、それぞれの層のニーズに応じたメニューを設定する。 2. 相談者に合った個別のメニューを組み合わせる。 3. 地域のイベントなどを活用して、社会・地域とのつながりを感じたり、新しい学び・発見ができるような機会をつくる。 4. 周知活動を行う。
具体的な内容

1. 就労前の生活習慣などの課題がたくさんあるケースが多いため、生活の課題がある方に対するもの、ボランティア参加によるものと、就労に対するものと、層別にメニューを作成していく。
2. 相談者個々のそれぞれの状況や希望に合ったメニューの作成を行う。
3. イベントを情報収集してコースごとに提案していく。
4. HP に決定したスケジュールを掲載する。

③ 家計改善支援事業（委託事業）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉協議会のコロナ特例貸付を受けた方の償還免除や猶予の手続き対応、コロナ禍後も収入の回復をしない方の対応をしていく。また、公共料金や税金の滞納のある方、収入があるにも関わらず支出が多く家計を改善したい方等に対し、収支の現状や支払いの見通しについて家計表を作成し、返済への動機づけを高める支援を行う。収入を増やし対処することが望ましい場合は、住居確保給付金や無料職業紹介等、自立相談支援事業の就労支援とあわせて支援を行う。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付返済が困難や、公共料金の滞納のある方については、家計収支の見直しを行い、返済シミュレーション等の支援を行っていく。自らの力で家計をやりくりできるよう支援していく。 2. 支払いに滞納がある相談者に対し、各種窓口に行き支援を行い、分納交渉の支援を行う。また該当になる制度利用につなげる支援を行う。 3. 債務の返済に困っている相談者に対し無料法律相談につなげ、必要に応じて同行支援を行う。 4. 貸付を利用することが好ましい場合は、社会福祉協議会のあっせんを行う。また、特例貸付利用者の後追いをし、必要な支援につなげる。

④ 一時生活支援事業（委託事業）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 困窮などの様々な事情により、住まいの確保が困難となった方に、一定期間住まいと食を提供し、自立に向けた就労支援等を行う。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用希望あったときは、全体的なアセスメントを行い、受け入れ先との調整を行う。 2. 自立に向け、就労支援等の他、家計支援、社会参加などの支援を行う。 3. 様々な社会資源の活用を視野に入れ、支援を行う。

⑤ 学習支援事業（委託事業）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 学習支援コーディネーターを配置し、学習支援における専門的体制を整える。

<ul style="list-style-type: none"> 2. 生徒のニーズに応じた学習支援体制を継続。(通塾、ZOOMを活用したオンライン等) 3. 生徒の保護者に生活面のお困りごとがある場合は、自立相談支援事業と連携し相談対応を行う。 4. 生徒や学習支援員の登録者数を増やす。
具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> 1. 学習支援コーディネーターを配置し、学習に関する相談に適切に対応する。 2. 生徒・保護者と話す機会を持ち、学習支援の説明の他、アセスメントを行う。その内容を元に、コーディネーター監修のもと学習支援計画を作成・振返りを行う。 3. 生活面のお困りごとがある場合は、保護者の就労面・家計面等のアセスメントもを行い、相談対応につなげる。 4. 生徒の募集については、広報紙・制度利用者への案内を市に同封してもらおう。学習支援員の募集については、各大学に募集周知を行う。 5. 学習支援コーディネーター、学習支援員、事務局で定期的にミーティングを行い、気になるケースや指導方法について検討する場を設ける。 6. 学習以外のレクリエーションの場を設ける。

⑥ 無料職業紹介（自主事業）

目標・課題
<ul style="list-style-type: none"> 1. 相談者の状況や希望に沿った職場開拓や求人獲得をすすめていく。
具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> 1. 相談者の経歴や希望職種などをアセスメント（得意・不得意、生活状況、疾患なども含む）し、個別の特徴に応じた適切な求人先を開拓する。 2. 企業開拓の際に、新人従業員に対する体制について聞き取りを行ったり、見学が可能ななどの情報を得るようにする。

⑦ 食料支援（自主事業）

目標・課題
<ul style="list-style-type: none"> 1. 食料支援を必要とする相談者に対して、フードバンクぼすこ協力のもと、食料支援を行う。 2. フードドライブ活動を継続し、地域づくりを視野にいれた活動を行う。
具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> 1. 自立相談支援プランを作成し、食料提供とあわせて就労・家計支援も行き、生活改善にむけた支援を行う。 2. フードドライブの定期開催を継続し、地域住民に対し周知活動を行う。ボランティアの協力により、食料支援を行っていく。

⑧ 認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム・ほこしあ 自主事業）

目標・課題
<ul style="list-style-type: none"> 1. 認定就労訓練によりスキルアップを図り、就労へ繋げる。

具体的な内容
1. 相談者に合わせたプランを作成し、事業者と認定就労のマッチングを行う。 2. 認定就労訓練事業所の定期的な受け入れ状況確認や作業内容などの確認を行う。

◎札幌市障がい者相談支援（札幌市厚別区上野幌）関連の事業

- ① 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ③ 札幌市の各種委託事業の実施

○サービス内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・特定相談支援
- ・障害児相談支援

○委託事業の内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・札幌市障がい者相談支援事業
- ・札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整・一時保護業務
- ・精神科病院内の虐待通報受付（R6年4月～）
- ・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

○委託事業の内容（事業所名：地域ぬくもりサポートセンター）

- ・札幌市地域ぬくもりサポート事業

○事業所の所在地

- ・札幌市厚別区上野幌3条4丁目1番12号

・重点項目

- ① 札幌市障がい者相談支援・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業

(管理者：松島)

目標・課題
1. 厚別区唯一の障がい者委託相談支援事業所として、相談者をたらい回しにせず地域責任制のもと、相談者が安心して相談できる厚別区の相談窓口を目指す。 2. 相談員が一人で抱え込まないように、必要に応じて複数の相談員でケースを担当、管理者、主任がケースの進捗を確認し、検討・共有する機会を設け、チームとして動ける体制づくりを目指す。 3. 研修を計画的に実施し、職員のレベルアップを図る。新任職員の育成に力を入れる。 4. 相談支援専門員の計画的な育成と委託相談の加算該当者となるよう外部研修の参加について計画的に実施していく。 5. 厚別区地域部会の事務局としての部会運営と各関係機関との連携強化。 6. 年々増加している計画相談支援について、委託相談で対応すべき緊急性の高い相談支援や他の事業所で対応困難な相談支援について確実に対応できる体制作りと地域における円滑な相談支援のために、指定相談室との連携と引き継ぎを行っていく。また、

計画作成の質の向上を図る。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 時間外、休日対応を含め、変形労働時間制による相談員の勤務により、きめ細かい相談体制を確立する。 2. 相談員が一人でケースを抱え込まない体制作りとして、必要に応じて複数の相談員で担当。また、各相談員の担当ケースを管理者、主任が、参加し確認する機会を設ける。新規ケースの進捗については、進捗確認表を活用し、定期的に朝ミーティングの中で確認を行っていく。 3. 災害・感染対策に向けたBCPの定期的な見直し（4月、10月） 個人情報保護に関する研修会（7月）、虐待の防止に関する研修会の開催（8月）実施。 4. 相談支援従事者研修の該当者への研修受講、外部研修の情報を確認し、該当職員への参加の調整を行っていく。 5. 厚別区地域部会において、相談支援を行う中での緊急対応の必要なケース、地域課題等については随時臨時の会議が開催できるようフットワークの軽い部会運営を行う。 6. 区内の指定相談支援事業所が少なく、最後の計画相談受入事業所として、相談支援専門員の増員のための求人を行う。年1回の内部研修（11月）を開催し、質の向上を目指す。

② 札幌市地域ぬくもりサポート事業

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の多様なニーズにこたえることができるよう地域サポーターの登録者の積極的拡大を目指す。 2. ぬくもりサポート事業だけで解決できない事案について、各種関係機関との調整を積極的に行う。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. ポスター掲示や、チラシ配布を関係機関や町内会向けに、広報活動を積極的に行う。 2. 必要に応じてケース会議の開催を行う。 3. 電話での調整だけではなく、定期的な利用者・地域サポーターとの顔を合わせてコミュニケーションを図る機会を設けていく。利用期間が空いた方については、再度自宅を訪問し、利用者・自宅の状況などを確認していく。

③ 札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整、精神科病院内の虐待通報受付、一時保護業務・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 札幌市で唯一の夜間・休日の障がい者虐待相談受付窓口として、通報者からの電話に丁寧に対応する。 2. 緊急性の判断を的確に行える法人内部の体制づくり。 3. 緊急一時保護時の法人内の応援体制確立。 4. 電話対応に困難が生じた際は、内部での検討や市への相談を行い、解決を目指す。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 夜間・休日等の電話待機時間（年間約6,340時間）の受付職員を配置し、電話を取り

<p>損ねることないようにする。</p> <p>2. 緊急性の判断については、電話受付職員単独で行うのではなく、夜間・休日に関係なくスーパーバイザー、相談事業責任者も入って迅速に行う。さらに、当日の受付担当者からの質問や相談に対応できる法人内の体制をつくる。受付時の対応や緊急対応が必要な際の動き方について定期的に職員間で情報共有や研修を行っていく。(5月)</p> <p>3. 緊急一時保護業務が必要になった際には、夜間であっても、応援職員が動けるよう事前に体制を整えておく。</p> <p>4. 実対応の際に困難が生じた際は、必要に応じて市と相談・協議を行っていく。</p>

④ 被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
1. 被虐待障がい者の退院後の地域生活についての調査研究事業に取り組む。
具体的な内容
1. 通常の障がい福祉サービスによるサービスの提供だけではない、対象者の特別な過去の事情をふまえ、地域生活のサポートの在り方について実践的調査研究を行う。

◎法人独自の公益事業

- ① 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者への居住支援を行う居住支援法人の指定（北海道指定第18号）
- ② フードバンクぼすこの運営（法人自主事業）
- ③ 青色防犯パトロール（法人自主事業）
- ④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）

○事業の内容（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく）

- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談及び見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ・フードバンクぼすこの運営

○事業所の所在地

- ・北広島市輝美町2番地3（法人独自公益事業の事務所）
- ・北広島市栄町1丁目5番地2北広島エルフィンビル2階

（居住支援業務事業所えぼっく）

① 住宅確保要配慮者への居住支援事業

目標・課題
1. 重点支援地域内で関係機関と連携し、生活要配慮者情報をリサーチして、必要ある場合、早期に支援へつなぐ。
具体的な内容
1. ぼると、相談室ますとびいーや、関係機関と連携、情報交換を定期的実施し、情報の共有しながら協力体制を強化する。

② フードバンクぼすこの運営

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧集荷活動の推進。 2. フードバンクぼすこの活動周知。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 北広島市内、札幌市内のスーパーやエスコンフィールド北海道などの協力をいただきながらフードバンク活動を継続する。また、地域住民の協力をいただくためにぼるとや本部でフードドライブを継続する。 2. フードバンクぼすこの広報活動をホームページに掲載を継続し、フードバンクの活動協力いただいている団体とぼすこのアピールを行う。

③ 多文化共生事業の推進

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 北広島市より事業を受託し、セミナー、相談会を通じた外国人を採用したい市内企業へ情報提供を行う。 2. 外国人の日常的な困りごとに寄り添う活動を推進する。 3. 北広島市内の市民と市内企業等で働いている外国人とのかかわりを増やす活動を行う。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を受託し、セミナー相談会の開催周知を図っていく。 2. 日常的な日本語を学べる機会や、防災、日常生活における困りごとなどを取り上げてイベントを開催する。 3. イベント開催時には、企業や外国人だけではなく、広く一般市民に向けて広報活動し、イベント参加を通じて、文化交流を図る。

④ 青色防犯パトロール

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 北広島市内全域の防犯パトロールを継続して行う。小学生の通学路などを重点的にパトロールの実施。 2. 不審者情報の提供があった場合は、発生場所のパトロールを重点的に行っていく。
具体的な内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続したパトロールを行うため、職員のパトロール従事者講習の受講を進める。 2. 不審者発生地域の重点パトロールを行う。

⑤ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）

目標・課題
<ol style="list-style-type: none"> 1. 北広島市外の方を対象に、家賃滞納等で強制退去となった方に、一定期間住まいと食を提供し、居住支援業務事業所えぼつくを活用し速やかに住まいの確保を行う。

具体的な内容

1. 居住支援業務事業所えぼっくが主となり、対象者の居住地の行政や関係機関と連携の上、住まいの確保に向けて支援を行う。